

第8回西原町の産業まつり出店要領

出店者の皆様には、本年度の西原町の産業まつりの円滑なる運営を図るため、次の要件についてご理解とご協力のもとに厳守の程をお願い申し上げます。

尚、以下の要件は、本実行委員会と出店者の皆様との契約書としての効力を持つものとご理解頂きまして、目に余る違反を重ねられた場合、即刻業務の停止をお願いする場合がありますことをご了承のうえ出店の申し込みをなされますようお願い申し上げます。

1. 開催日時

平成29年1月21日（土）開催：午後1時～午後8時

平成29年1月22日（日）開催：午前10時～午後6時

2. 開催場所

西原町役場新庁舎駐車場

3. 会場レイアウト及びイベント

（1）会場レイアウト、展示方法、イベント等については、事務局と調整する。

（2）飲食や調理及び商品製造等で電気、水道、火気等を使用する場合は、あらかじめ事務局と調整し、小間の配置を考慮する。

4. 出品基準等

（1）出品基準

ア 町産品（2次産業製品については、製造または加工の最終段階が町内で行われた物品）であること

イ 品質・内容とも充実しているもの。

ウ 包装、意匠及び容器が適切なもの。

エ 価格が適正なもの。

オ 食品衛生法、意匠法、計量法等の法規に違反しないもの。

カ 購買者を故意に欺まんするような内容・包装でないもの。

キ 容積または重量の適正であるもの。

ク その他、実行委員会が展示に適当と認めたもの。

（2）出店資格

町内に住所又は事業所を有するもの。

（3）出店方法

ア 出品物には、品名等を表示する、また即売するものについては価格等を表示すること。（別紙参照）

イ 出店者は、できるだけ製品の生産（製造）場所、工程、特徴などをわかりやすく記載したパネル、印刷物などにより、内容の紹介を行うものとする。

ウ テントの設営は実行委員会で用意し、会期の前日までに準備を完了する。

エ 各出店者は、テントに商号または会社名を記入して掲示すること。

オ 各事業所は、販売員または商品の説明者を必ず配置すること。

カ 法令により許可証を必要とする事業所は、自己の責任により当該許可を事前に受け、許可証を必ず掲示すること。（※掲示しない場合は出店を取り消します。）

キ 原則、1事業所につき1店舗とする。

ク 酒類販売業免許の申請については、個別企業で申請をすること。

ケ 火災予防条例に基づく下記の内容を必ず実施すること

①業務用消火器の設置

②露店等の開設届

5. 出店申し込み等

(1) 出店受付期間

平成28年12月5日(月)～12月9日(金) 午前9時～午後5時

(2) 申し込み先

☆西原町商工会(西原町字小橋川1-5)

TEL:(098)945-6136 FAX:(098)946-6627 担当:(喜屋武・内間)

(3) 申込方法

☆出店申込書に必要事項を記入し、期限内に提出すること。

※会場内の小間数には限りがある為、申込者が小間数を越えた場合、下記の優先順位により事務局で総合的に判断して出店業者を決定する。

①町内の商工会員 ②町内の商工業者(非商工会員)

6. 出店料

(1) 屋外テント

ア テント(3.6M×5.4M)2間×3間 20,000円

※テントとその設置、撤去・電気料・水道料・ゴミ処理代含む。

イ テーブル・椅子のリースを希望する者は出店事業者説明会で実行委員会が指定したリース業者に申し込むこと。

7. 出店料の納付

(1) 出店料は、出店事業者説明会のときに納付する。

尚、原則として、出店料の返還はいたしません。

(2) 実行委員長が本町の産業振興に寄与することができると認め出店を要請した場合、出店料を免除することができる。

(3) 公私立の各種学校の作品発表及び非営利団体等の出店料は免除することができる。

8. 搬入・搬出

(1) 搬入

ア テント設営・出品物搬入:平成28年1月20日(金)午後1時～5時

1月21日(土)午前8時半～10時

イ 会期中における出品物の搬入・搬出は原則として認めないものとする。

但し、1月22日(日)午前8時半～10時は、業者の商品追加補充のための車両の出入りは許可車両に限り認める。

(2) 搬出

ア 1月22日(日)午後6時～10時。

イ 展示の際使用したすべての物は各自で責任を持って撤去すること。

※注意:まつり期間中の車輛許可証の発行は各社1枚です。

(許可証に社名・氏名を必ず記入すること)

9. 商品販売等

(1) 日頃の消費者への感謝の意味で、まつり期間中は市価より割安での販売に努める。

(2) 指定された小間やテント以外での商品販売は行わないこと。

(3) 店舗の装飾は各自で行い、隣接する小間に支障が出ないように注意すること。

10. 西原町の産業まつりを楽しんでいただくために

来場者に、より一層まつりを楽しんでいただくために、出店された事業所の事業のPRを積極的に取り組まれるよう、以下についてご協力をお願いします。

(1) 事業所の取組を体感できるような展示の充実

(2) 事業所の取組を体験できるような体験メニューの充実

- (3) 来てよかったと思わせるような試食等の提供

11. 会場の保安

まつり期間中（夜間も含む）の警備には万全を期す予定ですが、万一盗難にあった場合、主催者はその責任を負いかねますので、商品や備品等の管理は出店者の責任において万全を期すこと。出店における販売商品及び備品等の管理は、出店者の責任として盗難、汚損、その他不可抗力による災害に対しても、本実行委員会は一切の責任を負いません。

12. その他・注意事項

- (1) 本会場では排水設備の設置はありますが、設置場所に限りがあるので、排水等が出ないよう各事業者で工夫してください。
- (2) まつりに関する事項について事務局の指示に協力すること。
- (3) 小間の又貸しはしないこと。（違反者があれば即時テントを撤去する。）
- (4) 排水溝への残物等たれ流しの禁止及び路面を油等で汚さないこと。（別紙参照）
- (5) 飲食関係の出店においては、ビニールシートを敷く等の配慮をし、また路面を汚さないよう配慮すること。（衛生管理には特に注意を払い、各自ゴミ箱、ポリバケツ等を準備すること。）
《常に会場をきれいに心がけましょう。》
- (6) 会場内の樹木、芝生、縁石等を損傷しないこと。
※損傷した場合、復元補償の責任を負うこともありうる。
- (7) 出展業者の方々における駐車は実行委員会が指定した駐車場をご利用いただきますようお願いいたします。（別紙参照）
また、まつり開催中における荷物を搬入する際に車両をテントには横付けできませんので、あらかじめ台車等を用意していただきますようお願いいたします。
- (8) 雨天時、会場を破損する恐れがあると主催者及び管理者が判断した場合、同会場へ入場制限をすることがあります。（立入禁止等）その場合は、主催者の指示に従うこと。
- (9) パーラー車での営業、または所定の場所以外での営業は禁止です。

出店事業者説明会

平成28年12月16日（金） 16時～17時開催予定

会場：西原町役場3階 研修閲覧室

説明会では、出店要領の説明、テナント配置決めなどを行います。

当日欠席の場合は、事務局にて決定させていただきます。

商品の適正表示について【注意】

消費者へ分かりやすいように、出品物には品名・原材料名・内容量・生産（製造）場所等の適正表示に努めて下さい。特に、品名・小売価格は必ず記載し消費者へPRして下さい。

廃油・汚水の排出について【注意】

廃油及び食品残さは、絶対に排出溝へ流してはいけません。もし、廃油及び食品残さを排出溝に流している出展者を見つけた場合は、廃油回収費用の負担をしていただくことがあります。

出店業者の駐車について【注意】

会場駐車場への出店業者の駐車はできません。特に出店業者は長時間の駐車になり大変な迷惑になります。出店業者は指定された専用駐車場に駐車してください。

※ 上記の注意に関して来場者及びまつり運営本部から指摘を受け、改善されない出展者はまつりから撤去していただき、今後の西原町のイベントにおける出店を見合わせることもありますので、ご了承ください。